

令和8年度

業 務 名 : 令和8年度那覇港浦添ふ頭地区マリーナ・緑地整備手法等検討業務委託

業務地名 : 那覇港浦添ふ頭地区

履行期間 : 契約の翌日から令和9年3月19日まで

特 記 仕 様 書

第1条 (本業務の目的)

那覇港浦添ふ頭地区に計画されているマリーナ・緑地は、浦添ふ頭地区交流・賑わい空間の主要施設として令和5年の那覇港港湾計画(改訂)において位置づけられたところである。
本業務は、那覇港浦添ふ頭地区交流賑わい空間整備事業の実施に向けて、過年度業務成果等を踏まえマリーナ・緑地等に係る施設の整備・維持管理・運営等に関して、民間のノウハウ・資金を活用した官民連携手法の事業スキーム等を検討し、その効果及び課題等を整理した上で、事業の実施可能性について評価することを目的とする。

第2条 (共通仕様書の適用)

本業務は、沖縄県土木建築部制定の「設計業務等共通仕様書」、「測量業務等共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)に基づき実施しなければならない。
なお、共通仕様書は最新版を用いること。

特 記 仕 様 書

[那覇港管理組合]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		3	「共通仕様書」に対する特記及び追加事項について	1	「共通仕様書」に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。
		4	適用について		本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査員の指示を受けなければならない。
		5	本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の取り扱いについて		本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率(当初契約額÷当初設計額)を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。
		6	管理技術者の資格要件について		管理技術者は、「共通仕様書」の定めのほか下記も満たす者とする。 (ア) 下記の資格のいずれかを有すること。 a. 技術士 ・建設部門(港湾及び空港)または(都市計画及び地方計画)の資格を有し技術士法による登録を行っている者。平成13年度以降の技術士試験合格者の場合は7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門(建設部門(港湾及び空港)または(都市計画及び地方計画))に4年以上従事している者。 ・総合技術監理部門(建設)の資格を有し技術士法による登録を行っている者。 b. RCCM(港湾及び空港)または(都市計画及び地方計画)の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者。
		7	管理技術者の直接的雇用関係について	1	管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあること。なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。

特記仕様書 [那覇港管理組合]					
章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		8	照査の方法について	2	「直接的な雇用関係」を証明する資料(健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの)を、着手届と共に提示しなければならない。 本業務においては、詳細設計照査要領(平成29年7月版)に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行うものとする。 なお、詳細設計照査要領については、沖縄県 技術・建設業課のホームページに掲載している。 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyuu/itaku-doboku-eizen.html
		9	成果物の提出について		本業務における成果品は、「電子媒体(CD-R)」と「紙」によるものとする。 1 業務報告書(黒表紙金文字:A4版) 2部 2 電子成果品 2部
		10	配置技術者の確認について	1	受注者は、共通仕様書に基づく業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
				2	業務実績情報システム(テクリス)に登録できる技術者については、以下のとおりとする。 1 業務打合せ(電話等打合せを含む)において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者 2 現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
				3	業務実績情報システム(テクリス)に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付するものとする。 なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
				4	発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム(テクリス)へ登録された場合についても、同様とする。
		11	業務概要		別紙、業務概要のとおり。